

介護保険施設での居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります

介護保険4施設(特別養護老人ホーム(地域密着型含む)、老人保健施設、介護療養型施設、介護医療院)に入所、または短期入所生活介護等(以下ショートステイ)を利用したときの部屋代・食費は、介護保険の適用外で全額自己負担になります。その費用については、利用者と施設との契約によることが原則ですが、低所得の方については、部屋代・食費の負担が軽減されます。ただし、デイサービス等の通所系サービスやグループホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅については対象となりません。

負担軽減の対象となるのは、所得要件及び資産要件をすべて満たす方です。

| | |
|------|--|
| 所得要件 | 下記ご参照ください。(利用者負担 第1段階～第3段階②) ※住民税非課税世帯でも別世帯の配偶者が住民税課税の場合は、対象外です。 |
| 資産要件 | <p>第1段階 : 預貯金等が単身1,000万円、 夫婦2,000万円以下</p> <p>第2段階 : 預貯金等が単身 650万円、 夫婦1,650万円以下</p> <p>第3段階 ①: 預貯金等が単身 550万円、 夫婦1,550万円以下</p> <p>第3段階 ②: 預貯金等が単身 500万円、 夫婦1,500万円以下</p> <p>※申請の際、申請日の直近から原則として2か月前までの通帳等の写しの添付が必要になります。</p> <p>※負債(借入金・住宅ローンなど)は預貯金等から差し引いて計算しますので、借入金等がある場合は借用証書などの写しも添付してください。</p> <p>※不正に負担軽減を受けた場合には、給付額の返還に加え、加算金(給付額の最大2倍)が課される場合があります。</p> <p>※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の預貯金等の資産要件は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。</p> |

《所得要件(各段階の対象者)》

| | |
|--------|--|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金※受給の人 ※「老齢福祉年金」…明治44年4月1日以前に生まれた人で、一定の所得がない方や他の年金を受給できない人に支給される年金 ●生活保護を受給している人 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 |
| 第3段階 ① | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 |
| 第3段階 ② | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超える人 |

「非課税年金」とは

国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金・鉄道共済組合の年金等を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。
※上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

負担軽減を受けるには、市役所3階介護保険課へ申請が必要です。

表面の要件に該当すると思われる方は、「介護保険負担限度額認定申請書」を提出してください。申請は介護保険課のほか、各地区市民センター(中部を除く)でもできます。軽減の対象になる方には「介護保険負担限度額認定証」が交付されますので、サービス利用の際、施設の窓口に掲示してください。(裏面もご覧ください)

申請の際、資産要件の「預貯金等」を確認するため、申請書に以下の表の内容がわかる書類を添付してください。

| 「預貯金等」に含まれるもの | 確認方法 ※申請書に添付してください |
|---|--|
| 預貯金(普通・定期など) | 通帳の表紙をめくったページと申請日現在の預金残高が確認できるページ(インターネットバンクの場合は、口座残高ページ)の写し |
| 有価証券(株式・国債・地方債・社債など) | 証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可) |
| 金・銀(積立購入含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可) |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可) |
| タンス預金(現金) | 自己申告 |

※負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します。残高証明等の写しが必要です。

※生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは資産要件に含まれません。

負担軽減後の居住費(滞在費)・食費は、収入等により以下の第1～3段階②の金額になります。

| 利用者負担段階 | 1日あたりの居住費(滞在費) | | | | 1日あたりの食費 | |
|-------------|----------------|-------------|--------------------|----------------|----------|-------------|
| | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室※ | 多床室 | 施設サービス | ショートステイサービス |
| 利用者負担第1段階 | 820円 | 490円 | 490円 (320円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| 利用者負担第2段階 | 820円 | 490円 | 490円 (420円) | 370円 | 390円 | 600円 |
| 利用者負担第3段階① | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 | 650円 | 1,000円 |
| 利用者負担第3段階② | | | | | 1,360円 | 1,300円 |
| 基準費用額(第4段階) | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円 (1,171円) | 377円 (855円) | 1,445円 | 1,445円 |

※特別養護老人ホーム(地域密着型含む)を利用した場合は、()内の金額です。

市民税課税世帯の方でも、次の要件の全てに該当する場合は、第3段階②の特例減額措置を受けることができます。

■介護保険施設に入所する時点で、世帯の構成人数が2人以上であること。

■世帯(施設入所するにあたり別世帯になる場合は、世帯を分ける前の状態で判断)の年間収入※から施設の年間利用者負担(自己負担、部屋代、食費)の見込み額を除いた額が80万円以下であること。

※ここでいう収入額とは、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から控除すべき金額を控除して得た額。)の合計額のことをいう。

■世帯(配偶者は別世帯の場合でも、世帯として含む)の預貯金、現金等の額が合計450万円以下であること。

■日常生活に供する資産(自分の土地、建物等)以外の資産を保有していないこと。

■介護保険料を滞納していないこと。

※申請が必要ですので、介護保険課(管理・保険料係)へお問い合わせください。

〒510-8601
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 介護保険課 管理・保険料係
TEL 059-354-8190/FAX 059-354-8280